

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7補足-002 r0
提出年月日	2022年 4月 5日

設計及び工事計画に係る説明資料

(設計及び工事計画届出に該当する技術基準規則の条文整理表)

2022年 4月

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽7号機 設計及び工事計画届出書に該当する技術基準規則の条文整理表(設計基準対象施設)

※1 ○:設備として技術基準規則の適合が必要な条文
×:設備として技術基準規則の適合が不要な条文
※2 ○:設計及び工事計画届出書で確認が必要な条文
×:設計及び工事計画届出書で確認が不要な条文
(確認が不要な条文については、適用条文が○となっている条文の内、認可申請段階以外の他の施設による対象内容に変更が無い場合も含み、その旨表裏面に記載。)※3 ○:審査対象条文(設計及び工事計画届出書で確認が必要な条文と同じ条文)
×:審査対象外条文(設計及び工事計画届出書で確認が不要な条文と同じ条文)

技術基準規則	適用条文 ^{※1}	工事の内容に 関係するもの ^{※2}	審査対象条文 ^{※3}	理由
(第四條) 設計基準対象施設の地盤	○	×	×	設計基準対象施設の地盤については、令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可の設計及び工事の計画(以下、「既設工認」という。)において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更はなく、設計基準対象施設の地盤に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五條) 地震による損傷の防止	○	○	○	設計基準対象施設の地震による損傷の防止については、本適合性確認対象設備の変更に伴い、技術基準への適合性を確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第六條) 津波による損傷の防止	○	×	×	設計基準対象施設の津波による損傷の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、津波による損傷の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第七條) 外部からの衝撃による損傷の防止	○	×	×	外部からの衝撃による損傷の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、外部からの衝撃による損傷に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第八條) 立ち入りの防止	○	×	×	立ち入りの防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、立ち入りの防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第九條) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×	×	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第十條) 急傾斜地の崩壊の防止	○	×	×	急傾斜地の崩壊の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、急傾斜地の崩壊の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第十一條) 火災による損傷の防止	○	×	×	設計基準対象施設の火災による損傷の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、火災による損傷の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第十二條) 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	×	×	溢水等による損傷の防止については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、溢水等による損傷の防止に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第十三條) 安全避難通路等	○	×	×	安全避難通路等については、既設工認において適合性が確認されており、既設工認から設計内容に変更は無く、安全避難通路等に係る設計は本申請内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第十四條) 安全設備	○	○	○	安全設備については、本適合性確認対象設備の変更に伴い、技術基準への適合性を確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第十五條) 設計基準対象施設の機能	○	○	○	設計基準対象施設の機能については、本適合性確認対象設備の変更に伴い、技術基準への適合性を確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第十六條) 全交流動力電源喪失対策設備	×	×	×	全交流動力電源喪失対策設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、全交流電源喪失対策設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十七條) 材料及び構造	×	×	×	設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ、弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十八條) 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	×	クラス機器等使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、クラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十九條) 流体振動等による損傷の防止	×	×	×	流体振動等による損傷の防止についてに対する要求であり、本届出内容に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第二十條) 安全弁等	×	×	×	安全弁等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十一條) 耐圧試験等	×	×	×	クラス機器及び原子炉格納容器の耐圧試験等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、クラス機器及び原子炉格納容器に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十二條) 監視試験片	×	×	×	容器の中性子照射による劣化に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、容器の中性子照射による劣化に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十三條) 炉心等	×	×	×	炉心等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、炉心等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十四條) 熱遮蔽材	×	×	×	熱遮蔽材に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、熱遮蔽材に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十五條) 1次冷却材	×	×	×	一次冷却材に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、一次冷却材に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十六條) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	×	×	×	燃料取扱施設や貯蔵施設に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十七條) 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	×	原子炉冷却材圧力バウンダリに対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十八條) 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	×	×	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置・検出装置に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置・検出装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十九條) 1次冷却材処理装置	×	×	×	一次冷却材処理装置に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、一次冷却材処理装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十條) 逆止め弁	×	×	×	逆止め弁に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、逆止め弁に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十一條) 蒸気タービン	○	○	○	蒸気タービンに対する要求であり、本適合性確認対象設備の変更に伴い、技術基準への適合性を確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第三十二條) 非常用炉心冷却設備	×	×	×	非常用炉心冷却設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、非常用炉心冷却設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十三條) 循環設備等	×	×	×	循環設備等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、循環設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十四條) 計測装置	×	×	×	計測装置に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、計測装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十五條) 安全保護装置	×	×	×	安全保護装置に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、安全保護装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十六條) 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	×	反応度制御系統及び原子炉停止系統に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十七條) 制御材駆動装置	×	×	×	制御材駆動装置に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、制御材駆動装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十八條) 原子炉制御室等	×	×	×	原子炉制御室等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉制御室等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十九條) 廃棄物処理設備等	×	×	×	廃棄物処理設備等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、廃棄物処理設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十條) 廃棄物貯蔵設備等	×	×	×	廃棄物貯蔵設備等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十一條) 放射性物質による汚染の防止	×	×	×	放射性物質による汚染の防止に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、放射性物質による汚染の防止に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十二條) 生体遮蔽等	×	×	×	生体遮蔽等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、生体遮蔽等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十三條) 換気設備	×	×	×	換気設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、換気設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十四條) 原子炉格納施設	×	×	×	原子炉格納施設に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、原子炉格納施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十五條) 保安電源設備	×	×	×	保安電源設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、保安電源設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十六條) 緊急時対策所	×	×	×	緊急時対策所に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十七條) 警報装置等	×	×	×	警報装置等に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、警報装置等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十八條) 準用	×	×	×	準用設備に対する要求であり、本適合性確認対象設備は、準用設備に該当しないため、審査対象条文とならない。